

豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会の進め方（案）

■経緯・現状

・本協議会の目的

霞堤地区の浸水被害を軽減するために「豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画」を策定するとともに、計画を着実に推進することを目的としている。（規約 第2条より）

対策計画は、小堤設置等のハード対策により浸水頻度・浸水面積・浸水時間等を軽減させることを目標としている（あわせて、霞堤地区内の浸水状況等の情報提供等などのソフト対策により浸水被害の軽減を図る）。（対策計画 3.1 計画の目標 より）

・現時点での進捗状況（協議会整備メニューについて）・・・資料-2 P.5 参照

情報提供等のソフト対策は概ね実施済みであることから、残メニューとしては小堤設置等のハード対策が主となっている。

■今後の進め方（案）

・本協議会の設置期間、新たな会議体の検討

上記経緯を踏まえ、本協議会設置は現行対策計画に位置付けられた小堤及び関連施設の設置完了までとし、今後、ハード対策や内水対策、浸水時の支援など、課題に応じた新たな会議体の設置を検討していくこととする。

・流域治水の取組み推進

対策計画は流域治水の観点で取組みを進めるため、本協議会を流域治水協議会の分科会として位置付けてフォローアップを実施する。

（流域治水協議会の規約変更を行う）

（今後検討する新たな会議体についても、流域治水協議会の分科会として位置付けることを想定）

・協議会の開催方法について

現在は、毎年1回開催（対面とWEBの併用）しフォローアップ状況等の報告を行っているが、今後は、大きな出水が発生した時、及び、対策メニューや実施期間等の変更などの計画の変化（変更）が生じた場合は「対面 or WEB」開催とし、それ以外の場合は「書面開催」の形とする。